



男性にとっての男女共同参画って？

男女共同参画という言葉は、女性のためのものというイメージを持っている人もいないのでしょうか？男女共同参画の実現には、女性だけでなく男性にとっても生きがいのある社会を目指すために、重要な課題があることを認識する必要があります。

○男女共同参画社会って？

男女共同参画社会とは、家庭で、学校で、地域で、職場で、男女が尊重しあい、性別にかかわらず、個性と能力を発揮することのできる社会のことです。

例えば、このような経験はありませんか？

- ・残業が多くて仕事と家庭の両立ができない
- ・育児休業を取得したいが、職場で誰も男性が取得していないため言い出せない
- ・男は弱音を吐いてはいけないと思い、悩み事があっても相談できない

「男性だから」という意識や考え方が重荷になり、十分な能力が発揮できない状況になってしまうことがあります。女性だけでなく、男性も性別による役割の固定化を受けてきたといえるでしょう。女性だから抱える問題があるように、男性だからこそ抱える問題もたくさんあります。

男女ともに活躍できる社会とは？

「本当は家事や育児などにもっと関わりたい」という男性もいると思いますが、「毎日残業でなかなか休暇が取れない」「育児休業を取得できない」「どうせ自分には出来ないだろう」と最初から諦めてしまっていることもあるでしょう。**男性が育児などで休みを取りにくく、女性なら取りやすいという環境では、男性と女性の仕事と家庭のバランスの偏りが大きくなってしまいます。**

男女ともに活躍できる社会とは何でしょうか。仕事や暮らしを両立する社会とはどのように実現できるのでしょうか。

誰にとっても働きやすい社会が今求められています！

そのためには、性別による差別や偏見、様々な社会制度の見直しや、長時間労働前提の労働環境を変えること、そして男性たち自身が暮らし方を変えていくことです。そうすることで、男性だけでなく女性にとっても暮らしやすい社会への一歩につながるのではないのでしょうか。

男性のための電話相談

☎048-601-2175

男女共同参画センターでは、男性臨床心理士による男性のための電話相談を実施しています。

「男が相談なんてかっこ悪い」「弱音を吐いてはいけない」などと思いませんか？

悩みや生きづらさを感じているかた、ぜひご利用ください。

- 【受付日時】 毎月第3日曜日
午前11時～午後3時
 - 【対象者】 埼玉県在住、在勤または在学の男性
(性自認が男性の場合も含む)
 - 【相談内容】 職場の人間関係、家族・夫婦、DV、
生き方など男性全般の相談
- ※相談は無料です（電話代はかかります）。
※匿名でお受けします。

美里町民号のおしらせ

日光山輪王寺特別参拝 鬼怒川温泉旅館「貸切り」2日間の旅

今年の美里町民号は、令和を迎え平成の大修理を終えた「日光山輪王寺特別参拝」および「鬼怒川温泉旅館を美里町民号で一館貸切り」の旅です。町民号ボランティアスタッフが、見所・食べ所・買い物所、盛りだくさんの内容で企画しました。

開催日＝11月24日(日)～25日(月)

宿泊地＝栃木県鬼怒川温泉

旅行費用＝24,500円

詳しくは、9月15日(日)から配布する募集チラシをご覧ください。

皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

旅行企画＝株式会社農協観光

観光庁長官登録旅行業 第939号

問合せ＝総務税務課 総務係 ☎76-1115

10月1日から

年金生活者支援給付金制度が始まります

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

※対象となるかたには、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。受け取りには請求書の提出が必要です。

給付金専用ダイヤル

☎0570-05-4092(ナビダイヤル)

※お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください！

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。



人権擁護委員に

中島勇次さん

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する民間ボランティアのかたで、地域の皆さんから人権相談を受け問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害が起きないように見守りをしています。

現在、町では岡田和巳さん、逸見智恵子さんが委嘱されていて、今回、中島勇次さんが新たに委嘱されました。



問合せ＝総務税務課 総務係 ☎76-1115

消費者ホットライン188とは？

消費者ホットライン188（局番なし）は、お近くの消費生活センターなどの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いするものです。

「悪質商法などによる被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていることはありませんか？

そんなときは、全国どこからでもつながる消費者ホットライン「188（いやや!）」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

一人で悩まず、まずは相談

大切なのは、すぐに相談することです。困ったときは、一人で抱え込まないで「消費者ホットライン「いやや」（局番なしの188）」までお電話を

『泣き寝入りは超いやや（188）！』で覚えてね



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」